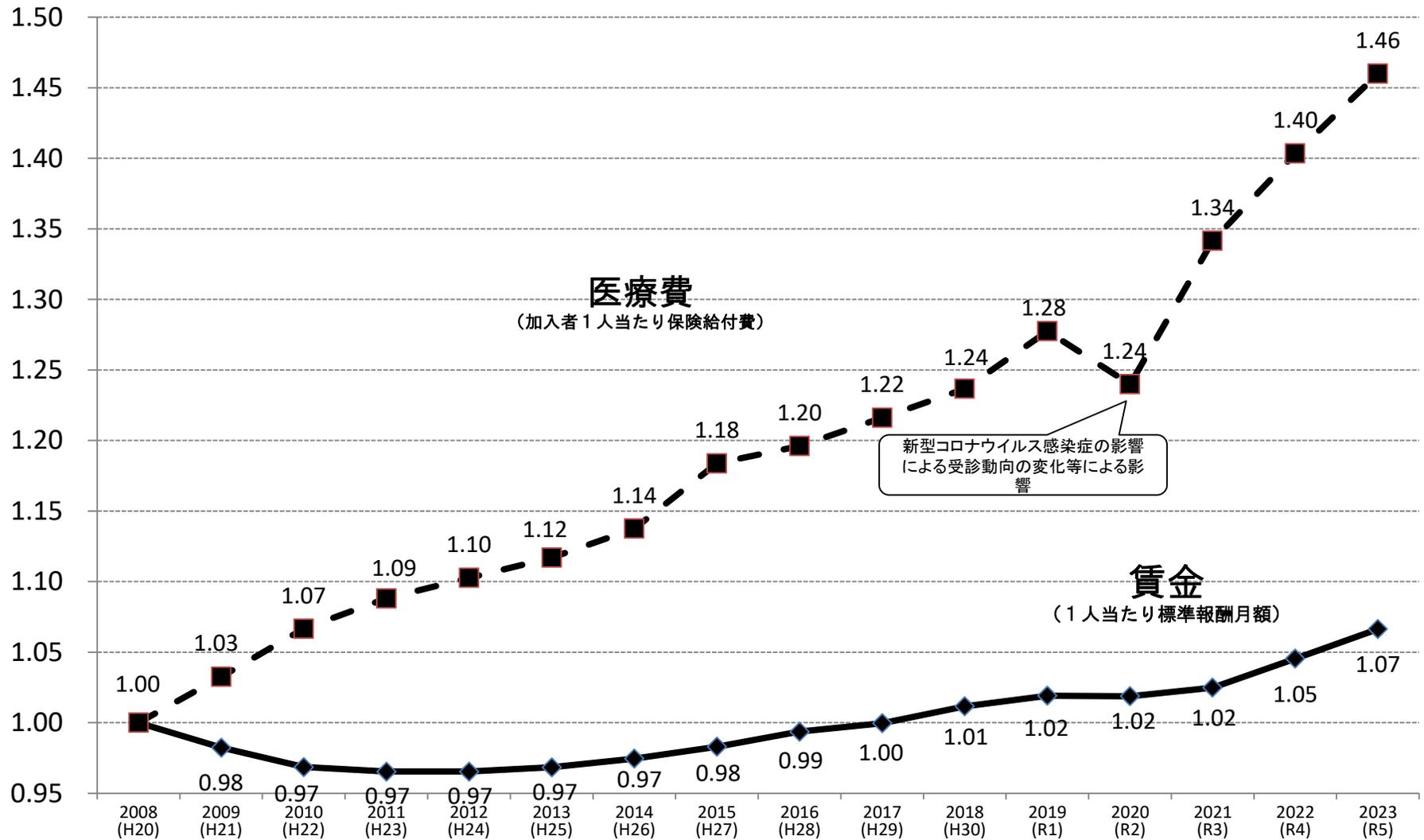


令和6年度第2回岡山支部評議会 参考資料

【参考データ1】協会けんぽ発足以降の医療費と賃金の伸びの推移

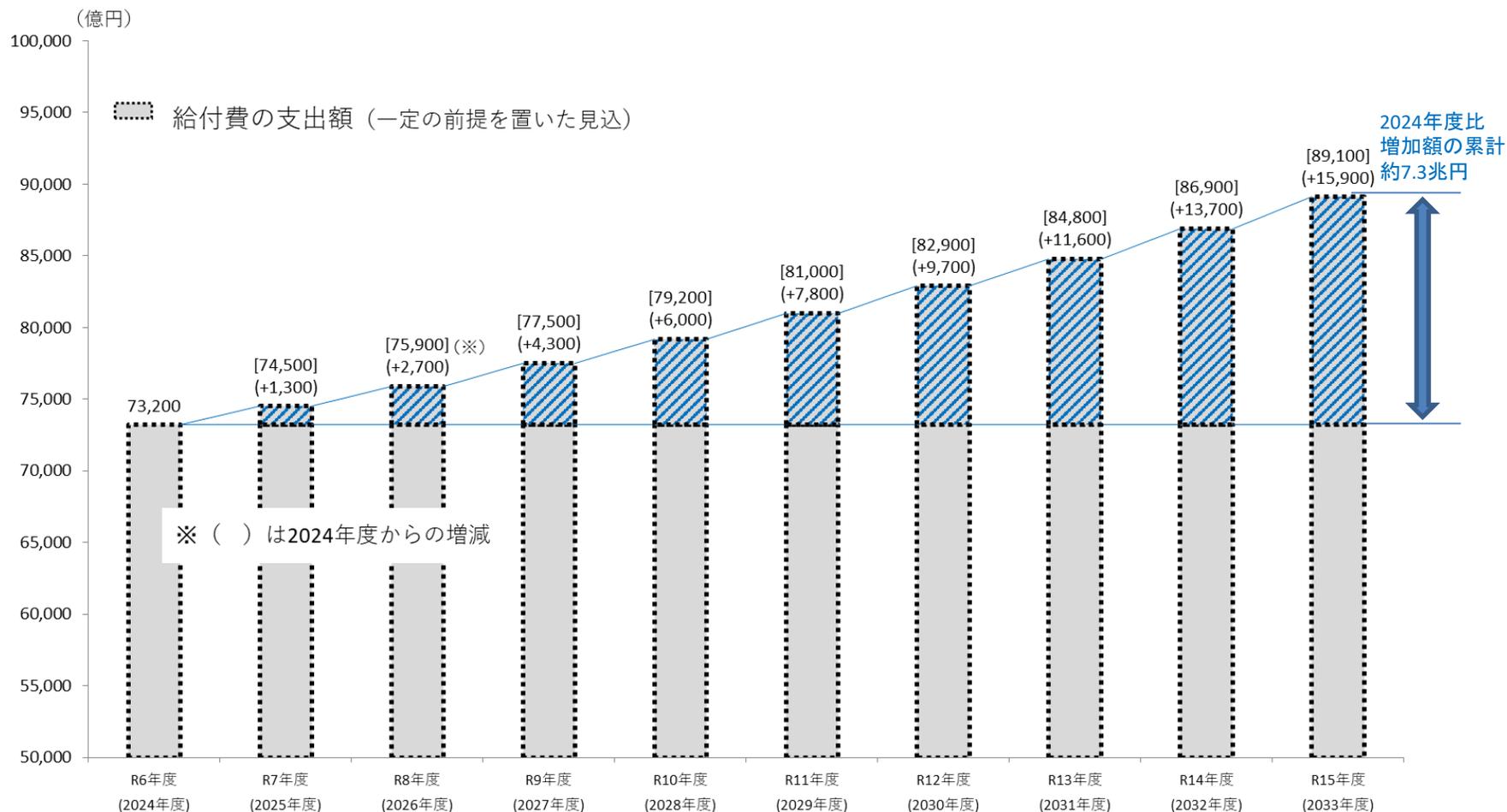
- 協会発足以来、医療費(加入者1人当たり保険給付費)の伸びは賃金(1人当たり標準報酬月額)の伸びを上回って推移している。



(※1) 数値は2008年度を1とした場合の指数で表示したもの。

【参考データ2】 保険給付費の推計

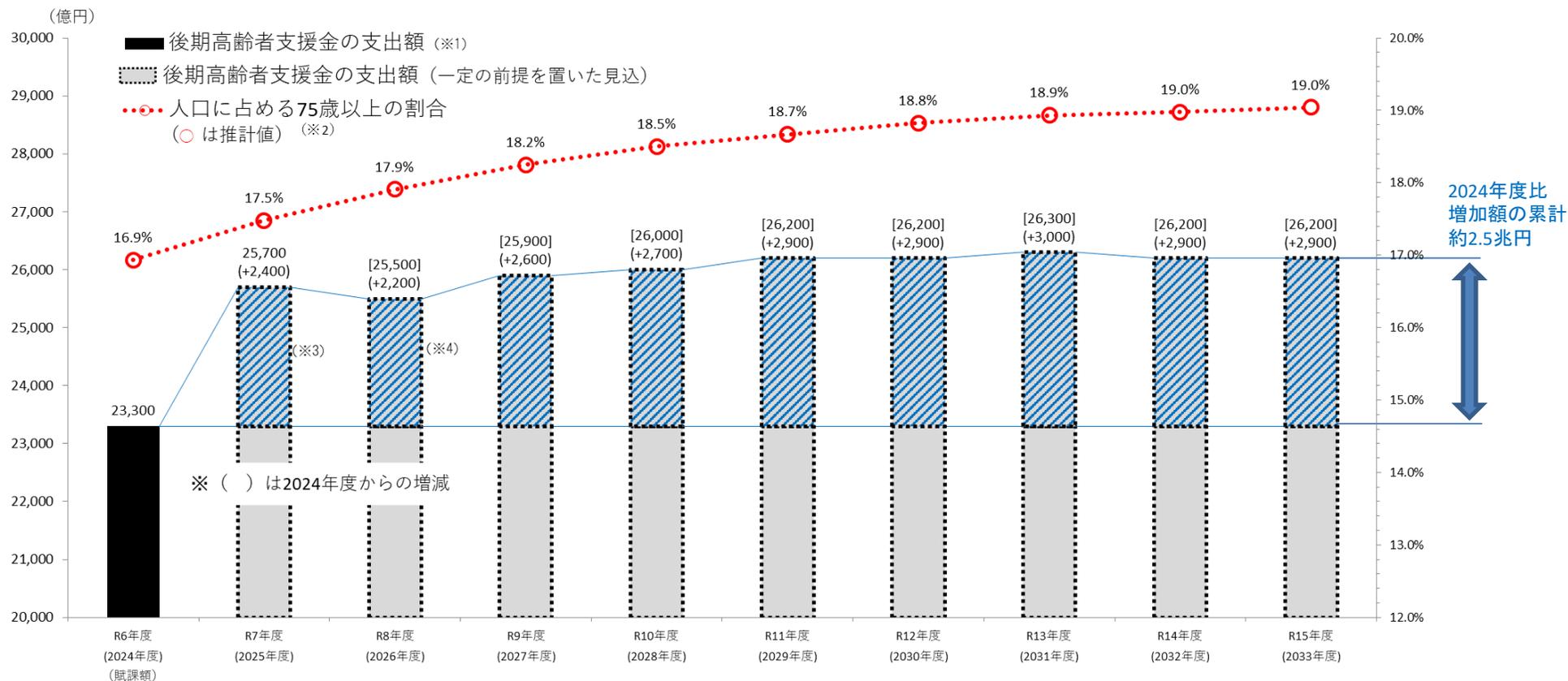
保険給付費の推計をみると、2033年度は8兆9,100億円の見込みであり、2024年度と比較すると約1兆5,900億円増加している。また、2024年度を基準としたときの2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約2.2兆円、2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約7.3兆円となる。



(※) 2026年度以降の推計値は、資料2-2の試算（75歳未満一人当たり医療給付費の伸びは+3.2%、賃金上昇率+1.6%）による推計値。百億円単位に四捨五入して記載している。

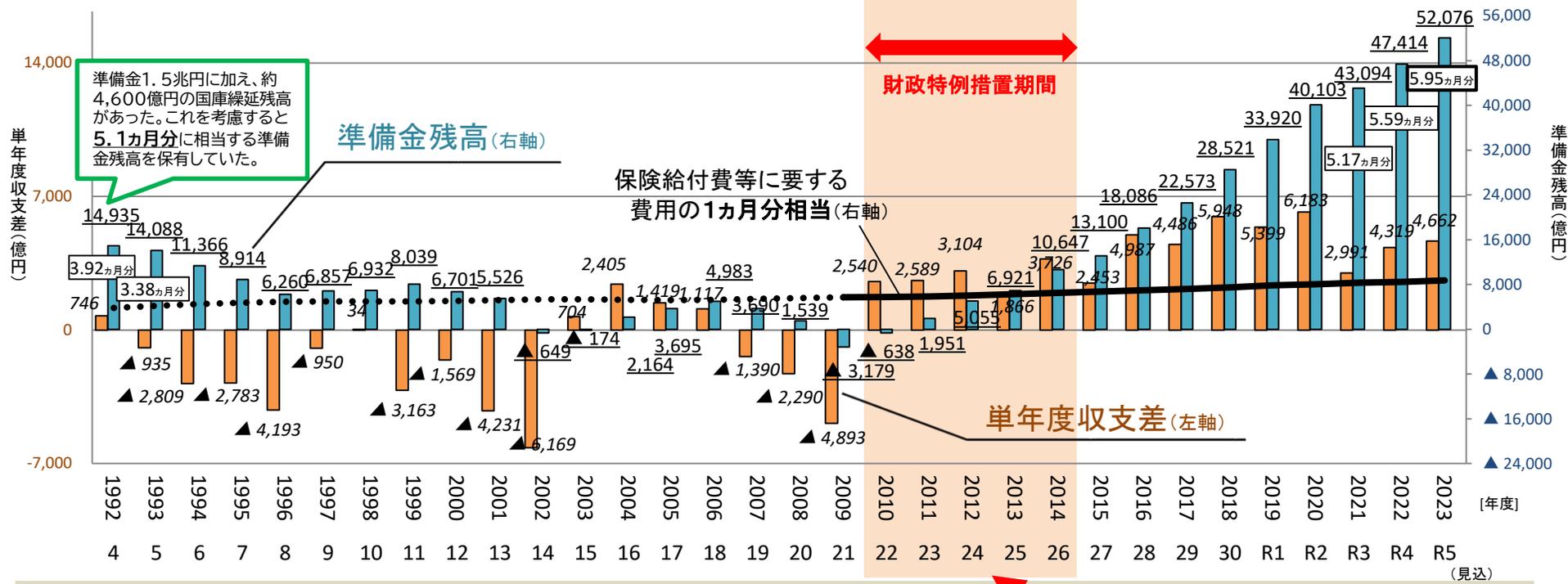
[参考データ3] 後期高齢者支援金の推計

後期高齢者支援金の推計をみると、2033年度は2兆6,200億円の見込みであり、2024年度と比較すると約2,900億円増加している。また、2024年度を基準としたときの2025年度から2029年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約1.3兆円、2025年度から2033年度までの2024年度比増加額の累計の見込みは約2.5兆円となる。



(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額（当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額）である。
 (※2) 人口に占める75歳以上の割合については、「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、2023推計）による。
 (※3) 2025年度の後期高齢者支援金額は当該年度の概算額（見込額）に前々年度の精算額（見込額）を加味している。
 (※4) 2026年度以降の推計値は、資料2-2の試算（75歳以上一人当たり医療給付費の伸びは+0.3%、賃金上昇率+1.6%）による金額であり、当該年度の概算額のみで推計している。金額は百億円単位に四捨五入して記載している。

単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）



(1992年度) ・国庫補助率 16.4%→13.0%

(1997年度) ・患者負担2割

(2000年度) ・介護保険制度導入

(2003年度) ・患者負担3割、総報酬制へ移行

(2008年度) ・後期高齢者医療制度導入

(2015年度) ・国庫補助率 16.4%

(1994年度) ・食事療養費制度の創設

(1998年度) ・診療報酬・薬価等のマイナス改定

(2002・2004・2006・2008年度) ・診療報酬・薬価等のマイナス改定

(2010年度) ・国庫補助率 13.0%→16.4%

(2016・2018～2023年度) ・診療報酬・薬価等のマイナス改定

(2002年10月～) ・老人保健制度の対象年齢引き上げ



(注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰越分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。
 4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

協会けんぽ（医療分）の2023（令和5）年度決算を 足元とした収支見通し（2024（令和6）年9月試算）について

○ 試算の趣旨

- 健康保険法の規定に基づき、協会けんぽ（医療分）の2023（令和5）年度決算^{（注）}を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間の収支見通しを、今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料としてお示しする。（13～19ページ）
- 加えて、今後の保険料率について、より中長期的な視点を踏まえてご検討いただくため、今後10年間のごく粗い試算も併せてお示しする。（20～25ページ）

1. 2023年度の協会けんぽの決算について
 (2024年7月5日公表 7月25日第130回運営委員会資料1-1より抜粋)

協会けんぽの2023年度の収支【医療分】

(億円)

収入	保険料収入	102,998
	国庫補助等	12,874
	その他	233
	計	116,104
支出	保険給付費	71,512
	前期高齢者納付金	15,321
	後期高齢者支援金	21,903
	退職者給付拠出金	0
	その他	2,705
	計	111,442
単年度収支差		4,662
準備金残高		52,076
保険料率		10.0%

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

2. 収支見通しの前提

(1) 2024（令和6）年度及び2025（令和7）年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績を踏まえ、2024年度に実施予定の被用者保険の適用拡大の影響^{注1)}等を含め、国における2025年度予算の概算要求で用いられた協会けんぽに係る見込みの計数と整合性がとれるよう設定^{注2)}した。

注1) 短時間労働者が適用の対象となる事業所について、2024年10月に「100人超規模」から「50人超規模」に拡大されることとなっている。

注2) 賃金上昇率：2024年度1.5%、2025年度1.0%
加入者一人当たり医療給付費の伸び率：2024年度1.1%、2025年度1.4%
被保険者数の伸び率：2024年度1.3%、2025年度0.4%

(2) 2026（令和8）年度以降については、協会けんぽにおける実績、近年の経済動向及びこれまでの運営委員会における議論を踏まえ、

- 賃金の伸び率については、協会けんぽにおける過去の標準報酬月額伸び率実績をベースに幅を持たせて設定するとともに、近年の物価上昇局面の中で、賃上げが持続するという構造変化が生じている可能性を勘案した高い伸び率を設定した。
- 医療費の伸び率については、協会けんぽにおける過去の実績をベースとした上で、「賃金の伸び率が高く（低く）なれば医療費の伸び率も上振れ（下振れ）する可能性が高い」という所得弾力性の考え方を踏まえ、医療費の幅を勘案した複数の伸び率を設定した。

2. 収支見通しの前提（続き）

(3) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）^{注)}による影響を試算に織り込んだ。

注) 主な改正の概要

- ・ 出産育児一時金支援金について、支給費用の一部を後期高齢者も支援する仕組みとする。
- ・ 後期高齢者の医療給付費を公平に支えあうため、後期高齢者負担率を見直す。
- ・ 前期高齢者の財政調整において、被用者保険において1/3総報酬割を導入する。

以上の前提に基づき、機械的に試算した。

3. 2026年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提

2026年度以降の賃金上昇率については、実績に基づき以下の3通りをおく。医療給付費の伸び率については、今後10年にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、過去2回分の診療報酬改定の影響を含む直近2020～2023年度までの4年間の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）を使用する。

表1. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提①（2026年度以降）

	賃金上昇率	一人当たり医療給付費の伸び率	
		75歳未満	75歳以上
ケースⅠ	1.6% ¹⁾	3.2%	0.3%
ケースⅡ	0.8% ²⁾	3.2%	0.3%
ケースⅢ	0.0%	3.2%	0.3%

注1) ケースⅡの0.8%が中間となるように1.6%と設定。

注2) 平均標準報酬月額の変動率の2014（平成26）年度～2023（令和5）年度の10年平均（2016年4月の標準報酬月額の上限改定及び2022年10月の適用拡大の影響を除く）。

なお、75歳以上の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）は後期高齢者支援金の試算において使用する。

3. 2026年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率（続き）

② 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提

直近3年の高い賃金上昇率を踏まえて、実績伸び率の10年平均の2倍を前提としたケースⅠよりも高い賃金上昇率が継続する場合として、直近10年の伸び率実績平均（0.8%）と直近3年の実績平均（1.3%）の差の+0.5%を「構造変化相当分」としてケースⅠの伸び率に加えた2.1%を設定する。

※ 実績を基準としたケースⅡに「構造変化相当分」を上乗せしたケース（1.3%）は基本ケースの範囲内であることから、改めて設定はしない。

医療給付費の伸び率については、「賃金の伸び率が高くなれば医療費の伸び率も上振れする可能性が高い」という所得弾力性の考え方を踏まえて、前記①「協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提」で設定した「賃金上昇率」と「75歳未満の1人当たり医療給付費の伸び率」の差と同程度となるように3ケース設定する。加えて、賃金上昇率のみが高くなるケースも設定する。

表2. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提②（2026年度以降）

	賃金上昇率	一人当たり医療給付費の伸び率（75歳未満）
ケースA	2.1%	3.2%
ケースB	2.1%	3.7%
ケースC	2.1%	4.5%
ケースD	2.1%	5.3%

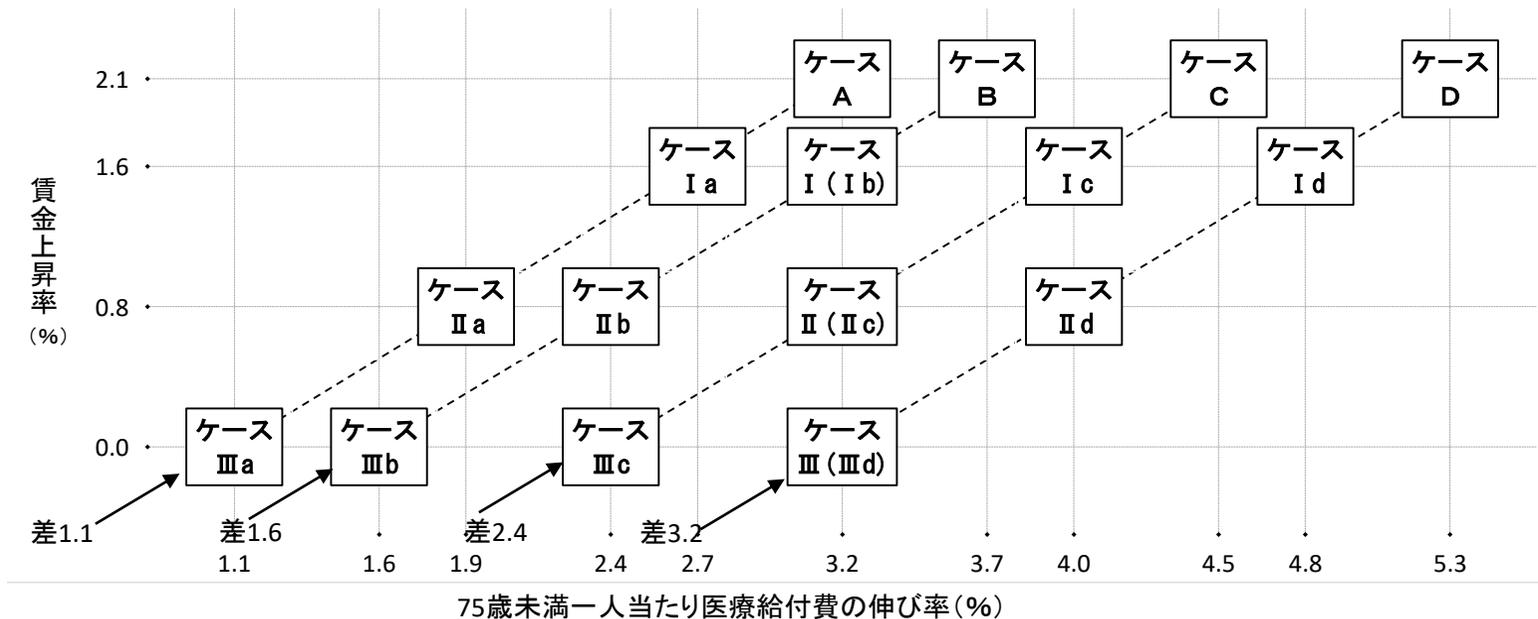
3. 2026年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率（続き）

③ 前記①の賃金上昇率に前記②の医療費の幅を勘案した試算の前提

更に幅広い機械的な前提として、前記①「協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提」における賃金上昇率のケースについても、賃金上昇率と75歳未満の1人当たり医療給付費の伸び率の差を前記②「賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算の前提」と同程度とした複数の伸び率のケースを設定した。

表5. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提③（2026年度以降）



3. 2026年度以降の伸び率の前提

(2) 被保険者数等の伸び率

近年における合計特殊出生率の実績が「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位に近いことを踏まえて以下の前提により試算する。

2026年度以降の被保険者数等については、将来推計人口の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽ被保険者数等の割合を一定とする。

(参考) 合計特殊出生率

	実績		将来推計人口の仮定値（2023年）注)		
	2022年	2023年	出生高位	出生中位	出生低位
合計特殊出生率	1.26	1.20	1.3721	1.2251	1.0891

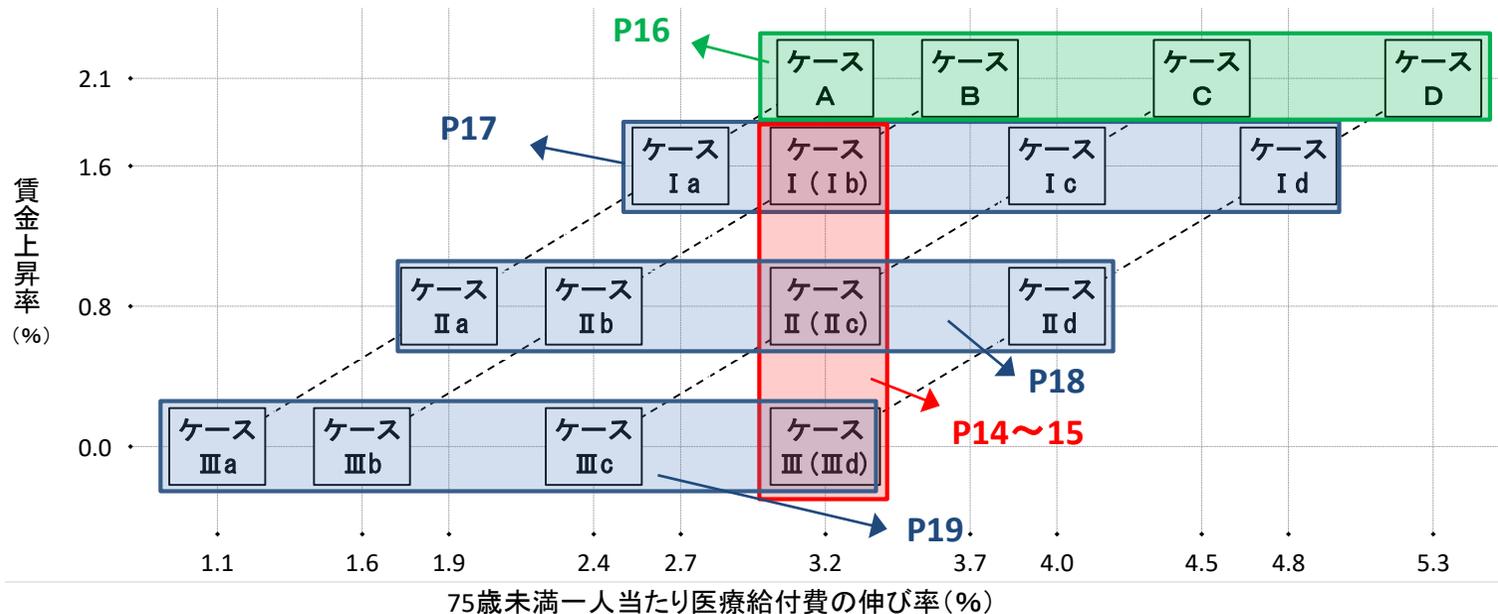
注) 将来推計人口の仮定値表における2023年の合計特殊出生率。長期の合計特殊出生率はそれぞれ出生高位1.64、出生中位1.36、出生低位1.13となっている。

現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する。

4. 試算結果の概要

- 赤（ケースⅠ～Ⅲ）：① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算
- 緑（ケースA～D）：② 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算
- 青（ケースⅠa～Ⅲd）：③ ①の賃金上昇率に②の医療費の幅を勘案した試算

※掲載ページ（P14～19）



4. 試算結果の概要 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

ケースⅠ：賃金上昇率 1.6%
 ケースⅡ：賃金上昇率 0.8%
 ケースⅢ：賃金上昇率 0.0%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

ケース		2024年度 (令和6年度)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケースⅠ	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,800	2,000	1,600	700
	準備金	56,700	59,300	62,100	64,200	65,700	66,500
ケースⅡ	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,000	500	▲ 600	▲2,300
	準備金	56,700	59,300	61,300	61,800	61,200	58,900
ケースⅢ	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	1,200	▲1,000	▲2,900	▲5,500
	準備金	56,700	59,300	60,500	59,500	56,600	51,000

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケースⅠ	9.8%	9.7%	9.8%	9.9%	9.9%
ケースⅡ	9.8%	9.8%	10.0%	10.1%	10.2%
ケースⅢ	9.8%	9.9%	10.1%	10.3%	10.5%

注. 2026年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は3.2%、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

4. 試算結果の概要 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

○保険料率を変更した場合

①2025年度以降 9.9%

(単位：億円)

		2024年度 (令和6年度)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケースⅠ	収支差	4,600	1,600	1,700	900	500	▲400
	準備金	56,700	58,200	60,000	60,900	61,400	61,000
ケースⅡ	収支差	4,600	1,600	900	▲600	▲1,700	▲3,400
	準備金	56,700	58,200	59,200	58,600	56,900	53,500
ケースⅢ	収支差	4,600	1,600	100	▲2,000	▲4,000	▲6,600
	準備金	56,700	58,200	58,300	56,300	52,300	45,700

②2025年度以降 9.8%

(単位：億円)

ケースⅠ	収支差	4,600	500	600	▲200	▲600	▲1,500
	準備金	56,700	57,200	57,800	57,600	57,000	55,500
ケースⅡ	収支差	4,600	500	▲200	▲1,600	▲2,800	▲4,400
	準備金	56,700	57,200	57,000	55,400	52,600	48,100
ケースⅢ	収支差	4,600	500	▲1,000	▲3,100	▲5,000	▲7,600
	準備金	56,700	57,200	56,200	53,100	48,100	40,400

③2025年度以降 9.7%

(単位：億円)

ケースⅠ	収支差	4,600	▲600	▲400	▲1,300	▲1,700	▲2,600
	準備金	56,700	56,100	55,600	54,400	52,700	50,000
ケースⅡ	収支差	4,600	▲600	▲1,200	▲2,700	▲3,900	▲5,500
	準備金	56,700	56,100	54,900	52,100	48,300	42,700
ケースⅢ	収支差	4,600	▲600	▲2,000	▲4,200	▲6,100	▲8,700
	準備金	56,700	56,100	54,100	49,900	43,800	35,100

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2026年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は3.2%、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

4. 試算結果の概要 ② 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算

ケースA: 3.2%、ケースB: 3.7%、
ケースC: 4.5%、ケースD: 5.3%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

ケース		2024年度 (令和6年度)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケースA	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	3,300	3,000	3,000	2,600
	準備金	56,700	59,300	62,600	65,600	68,600	71,200
ケースB	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	3,000	2,400	2,100	1,400
	準備金	56,700	59,300	62,300	64,700	66,900	68,200
ケースC	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,600	1,500	700	▲ 600
	準備金	56,700	59,300	61,900	63,300	64,000	63,400
ケースD	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,100	500	▲ 800	▲2,700
	準備金	56,700	59,300	61,400	61,900	61,100	58,400

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケースA	9.8%	9.7%	9.7%	9.7%	9.8%
ケースB	9.8%	9.7%	9.8%	9.8%	9.9%
ケースC	9.8%	9.8%	9.9%	9.9%	10.1%
ケースD	9.8%	9.8%	10.0%	10.1%	10.2%

注. 2026年以降の賃金上昇率は2.1%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

4. 試算結果の概要

③ ケース I a～ I d[賃金の伸び1.6%] 前記①の賃金上昇率に前記②の

医療費の幅を勘案した試算

ケース I a: 2.7%、ケース I b (I): 3.2%、
ケース I c: 4.0%、ケース I d : 4.8%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

ケース		2024年度 (令和6年度)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケース I a	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	3,100	2,600	2,500	1,900
	準備金	56,700	59,300	62,400	65,000	67,500	69,400
ケース I b (I)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,800	2,000	1,600	700
	準備金	56,700	59,300	62,100	64,200	65,700	66,500
ケース I c	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,300	1,100	200	▲1,200
	準備金	56,700	59,300	61,600	62,800	62,900	61,700
ケース I d	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	1,900	200	▲1,300	▲3,400
	準備金	56,700	59,300	61,200	61,300	60,100	56,700

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケース I a	9.8%	9.7%	9.8%	9.8%	9.8%
ケース I b (I)	9.8%	9.7%	9.8%	9.9%	9.9%
ケース I c	9.8%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%
ケース I d	9.8%	9.8%	10.0%	10.1%	10.3%

注. 2026年以降の賃金上昇率は1.6%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

4. 試算結果の概要

③ ケースⅡa～Ⅱd[賃金の伸び0.8%] 前記①の賃金上昇率に前記②の

医療費の幅を勘案した試算

ケースⅡa : 1.9%、ケースⅡb: 2.4%、
ケースⅡc(Ⅱ): 3.2%、ケースⅡd: 4.0%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

(単位：億円)

ケース		2024年度 (令和6年度)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケースⅡa	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,800	2,000	1,600	900
	準備金	56,700	59,300	62,100	64,100	65,700	66,600
ケースⅡb	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,500	1,400	800	▲ 300
	準備金	56,700	59,300	61,800	63,200	64,000	63,700
ケースⅡc(Ⅱ)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,000	500	▲ 600	▲2,300
	準備金	56,700	59,300	61,300	61,800	61,200	58,900
ケースⅡd	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	1,500	▲ 400	▲2,100	▲4,500
	準備金	56,700	59,300	60,800	60,400	58,400	53,900

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケースⅡa	9.8%	9.7%	9.8%	9.8%	9.9%
ケースⅡb	9.8%	9.8%	9.9%	9.9%	10.0%
ケースⅡc(Ⅱ)	9.8%	9.8%	10.0%	10.1%	10.2%
ケースⅡd	9.8%	9.9%	10.0%	10.2%	10.4%

注. 2026年以降の賃金上昇率は0.8%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

4. 試算結果の概要 ③ ケースⅢa～Ⅲd[賃金の伸び0.0%] 前記①の賃金上昇率に前記②の

医療費の幅を勘案した試算

ケースⅢa: 1.1%、ケースⅢb : 1.6%、
 ケースⅢc: 2.4%、ケースⅢd(Ⅲ): 3.2%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

(単位：億円)

ケース		2024年度 (令和6年度)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケースⅢa	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,400	1,400	800	▲ 200
	準備金	56,700	59,300	61,700	63,100	63,900	63,800
ケースⅢb	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	2,100	800	▲ 0	▲1,300
	準備金	56,700	59,300	61,400	62,300	62,200	60,900
ケースⅢc	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	1,600	▲ 100	▲1,400	▲3,400
	準備金	56,700	59,300	61,000	60,900	59,500	56,100
ケースⅢd(Ⅲ)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	4,600	2,600	1,200	▲1,000	▲2,900	▲5,500
	準備金	56,700	59,300	60,500	59,500	56,600	51,000

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

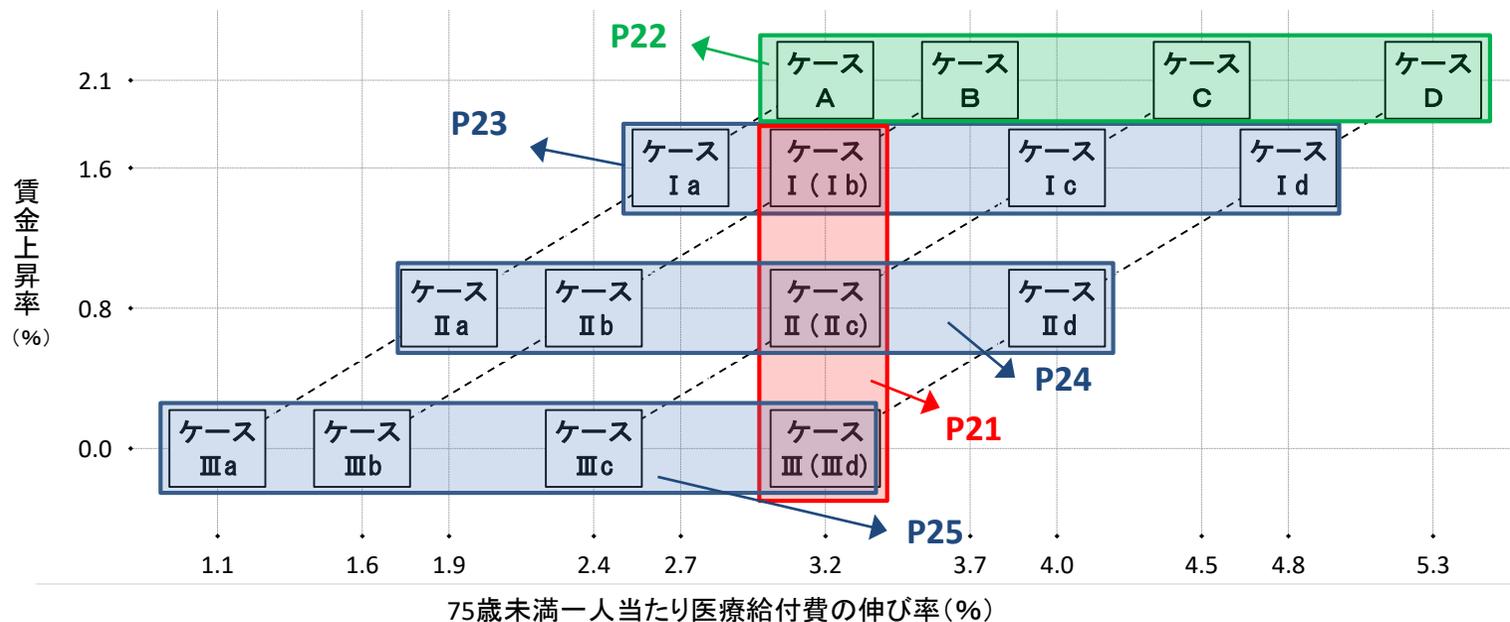
ケース	2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
ケースⅢa	9.8%	9.8%	9.9%	9.9%	10.0%
ケースⅢb	9.8%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%
ケースⅢc	9.8%	9.8%	10.0%	10.1%	10.3%
ケースⅢd(Ⅲ)	9.8%	9.9%	10.1%	10.3%	10.5%

注. 2026年以降の賃金上昇率は0.0%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算

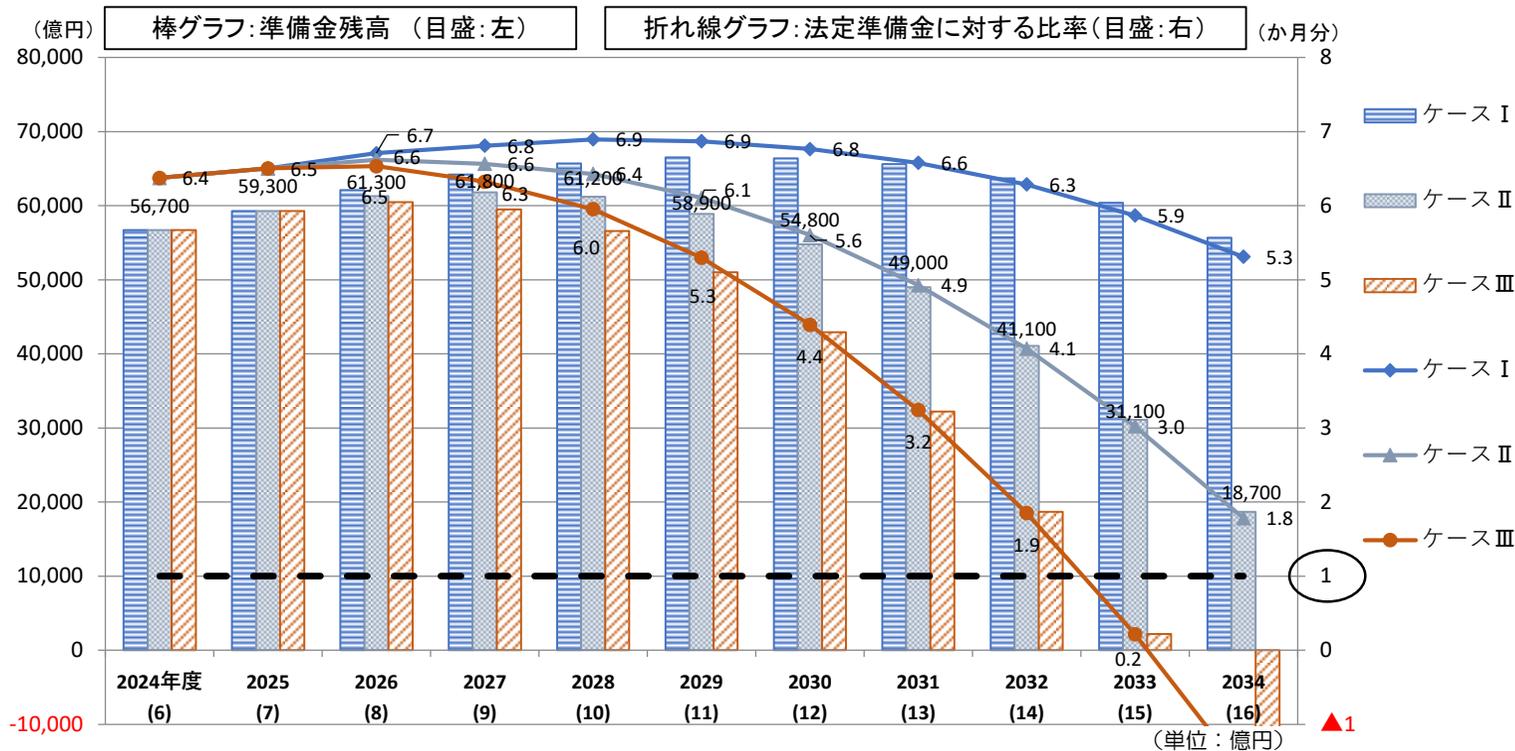
- 赤 (ケース I ~ III) : ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算
- 緑 (ケース A ~ D) : ② 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算
- 青 (ケース I a ~ III d) : ③ ①の賃金上昇率に②の医療費の幅を勘案した試算

※掲載ページ (P20~23)



5. 今後10年間のごく粗い試算 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

賃金上昇率のケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し



単年度収支	2025年度 (令和7年度)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
ケース I	2,600	2,800	2,000	1,600	700	▲ 100	▲ 800	▲1,900	▲3,200	▲4,700
ケース II	2,600	2,000	500	▲ 600	▲2,300	▲4,100	▲5,900	▲7,800	▲10,000	▲12,400
ケース III	2,600	1,200	▲1,000	▲2,900	▲5,500	▲8,100	▲10,700	▲13,500	▲16,500	▲19,600

ケース I : 賃金上昇率	1.6%
ケース II : 賃金上昇率	0.8%
ケース III : 賃金上昇率	0.0%
医療費*	3.2%

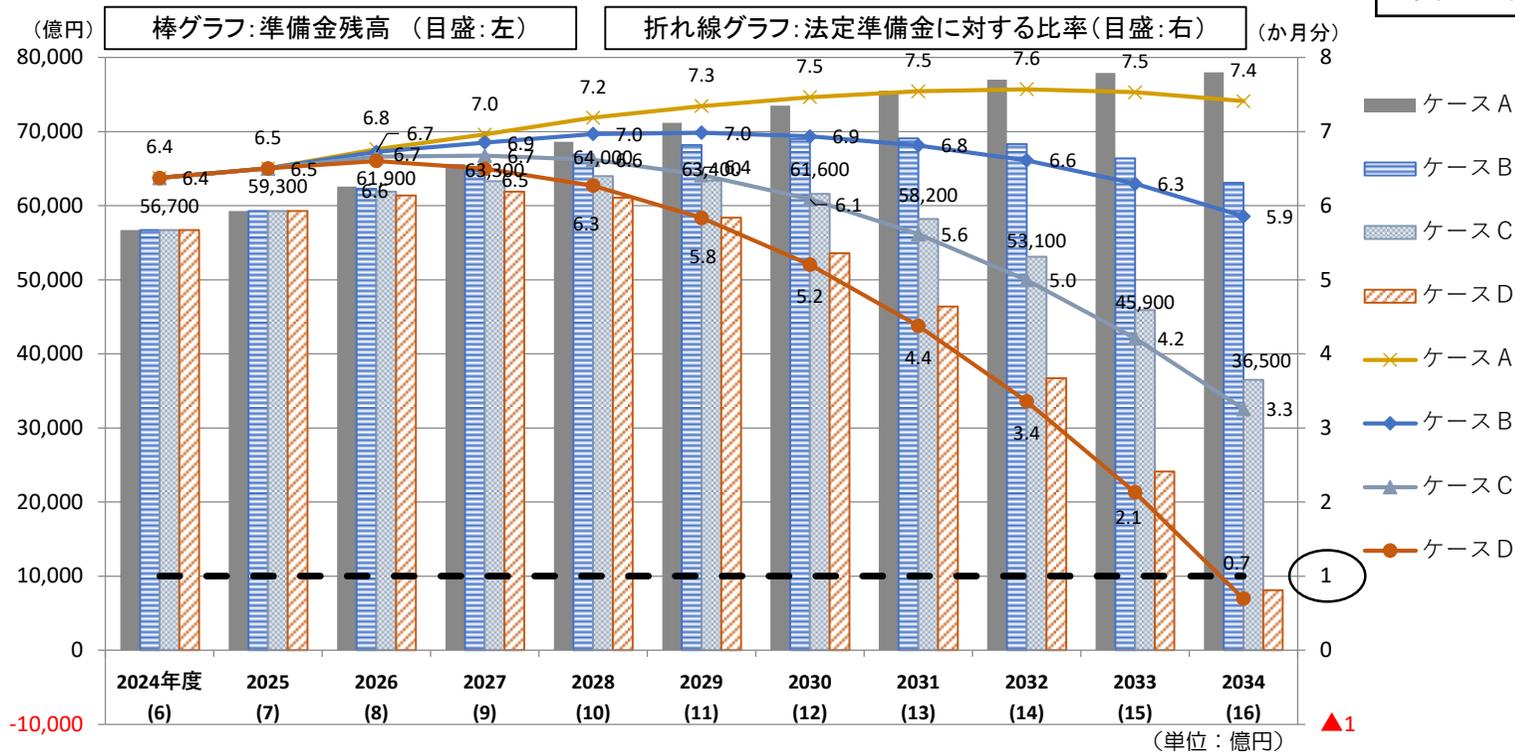
※75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率

注. 2026年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は3.2%、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所) 出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ② 賃金の伸び率における構造変化を踏まえた試算

医療費の伸びのケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し

賃金上昇率 2.1%

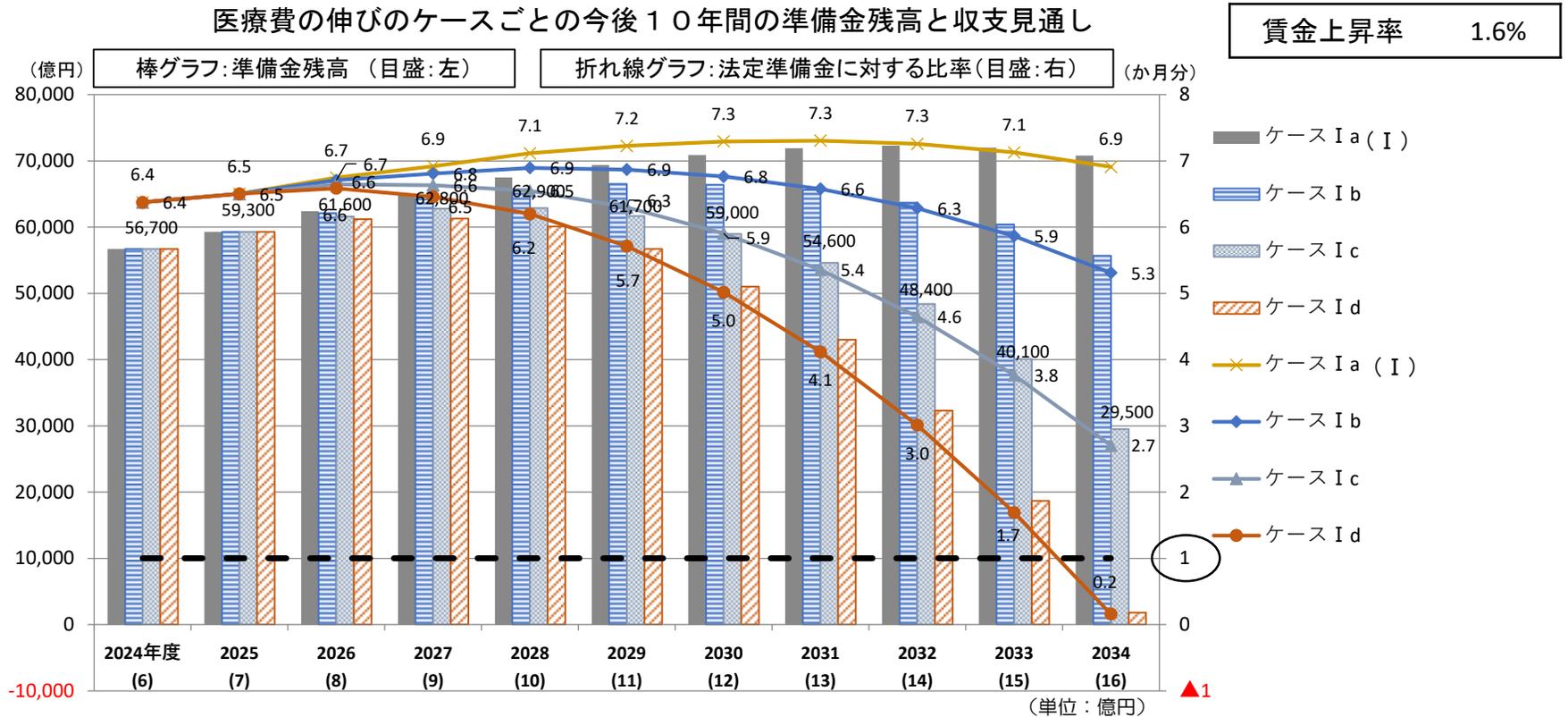


単年度収支	2025年度 (令和7年度)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
ケースA	2,600	3,300	3,000	3,000	2,600	2,300	2,000	1,500	900	100
ケースB	2,600	3,000	2,400	2,100	1,400	700	100	▲ 800	▲1,900	▲3,300
ケースC	2,600	2,600	1,500	700	▲ 600	▲1,900	▲3,400	▲5,100	▲7,100	▲9,500
ケースD	2,600	2,100	500	▲ 800	▲2,700	▲4,900	▲7,100	▲9,700	▲12,700	▲16,000

75歳未満一人当たり医療費の伸び
 ケースA: 3.2%
 ケースB: 3.7%
 ケースC: 4.5%
 ケースD: 5.3%

注. 2026年以降の賃金上昇率は2.1%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ③ ケースIa~Id[賃金の伸び1.6%] 前記①の賃金上昇率に 前記②の医療費の幅を勘案した試算

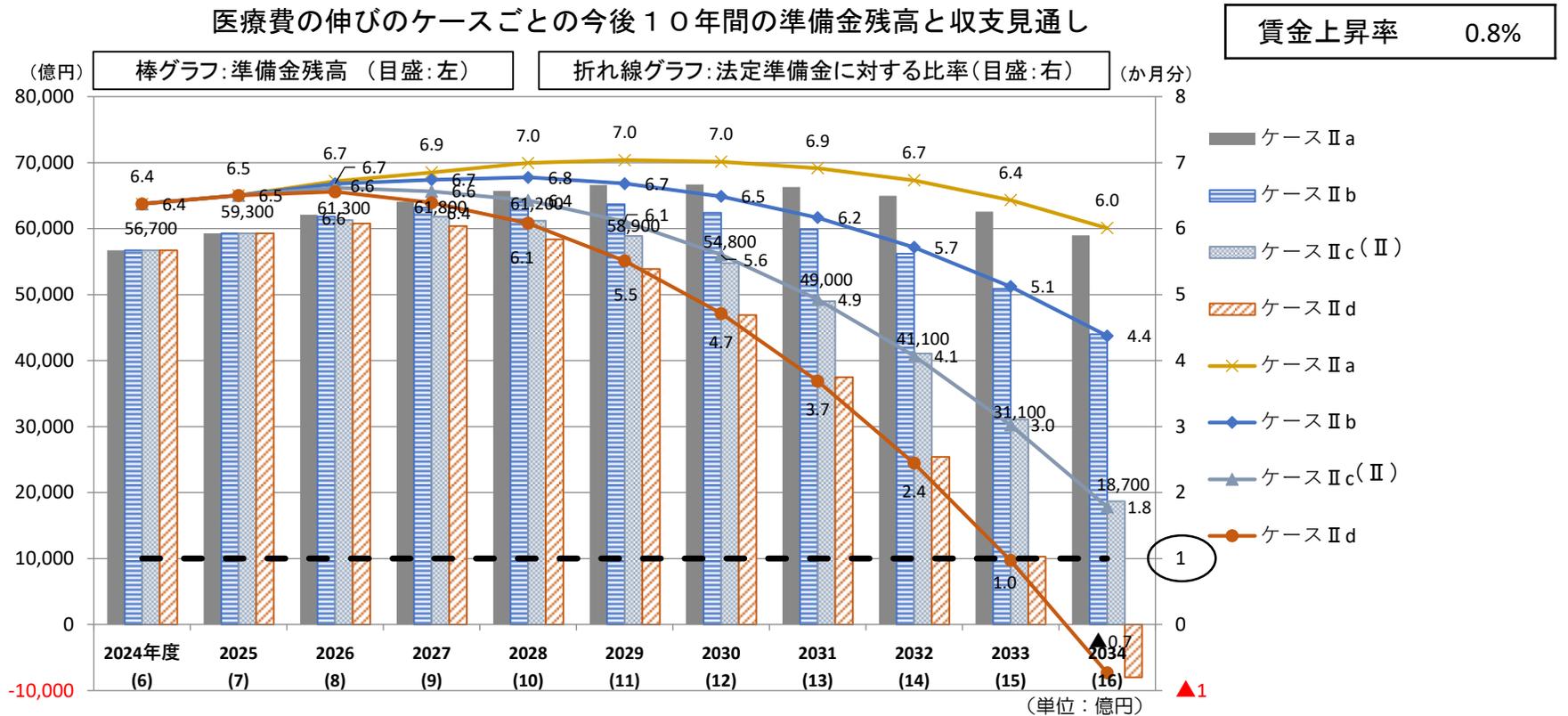


単年度収支	2025年度 (令和7年度)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
ケースIa	2,600	3,100	2,600	2,500	1,900	1,500	1,000	400	▲ 300	▲1,200
ケースIb (I)	2,600	2,800	2,000	1,600	700	▲ 100	▲ 800	▲1,900	▲3,200	▲4,700
ケースIc	2,600	2,300	1,100	200	▲1,200	▲2,700	▲4,300	▲6,200	▲8,300	▲10,600
ケースId	2,600	1,900	200	▲1,300	▲3,400	▲5,700	▲8,000	▲10,700	▲13,600	▲16,900

75歳未満一人当たり医療費の伸び
 ケースIa : 2.7%
 ケースIb (I) : 3.2%
 ケースIc : 4.0%
 ケースId : 4.8%

注. 2026年以降の賃金上昇率は1.6%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ③ ケースⅡa～Ⅱd[賃金の伸び0.8%] 前記①の賃金上昇率に 前記②の医療費の幅を勘案した試算



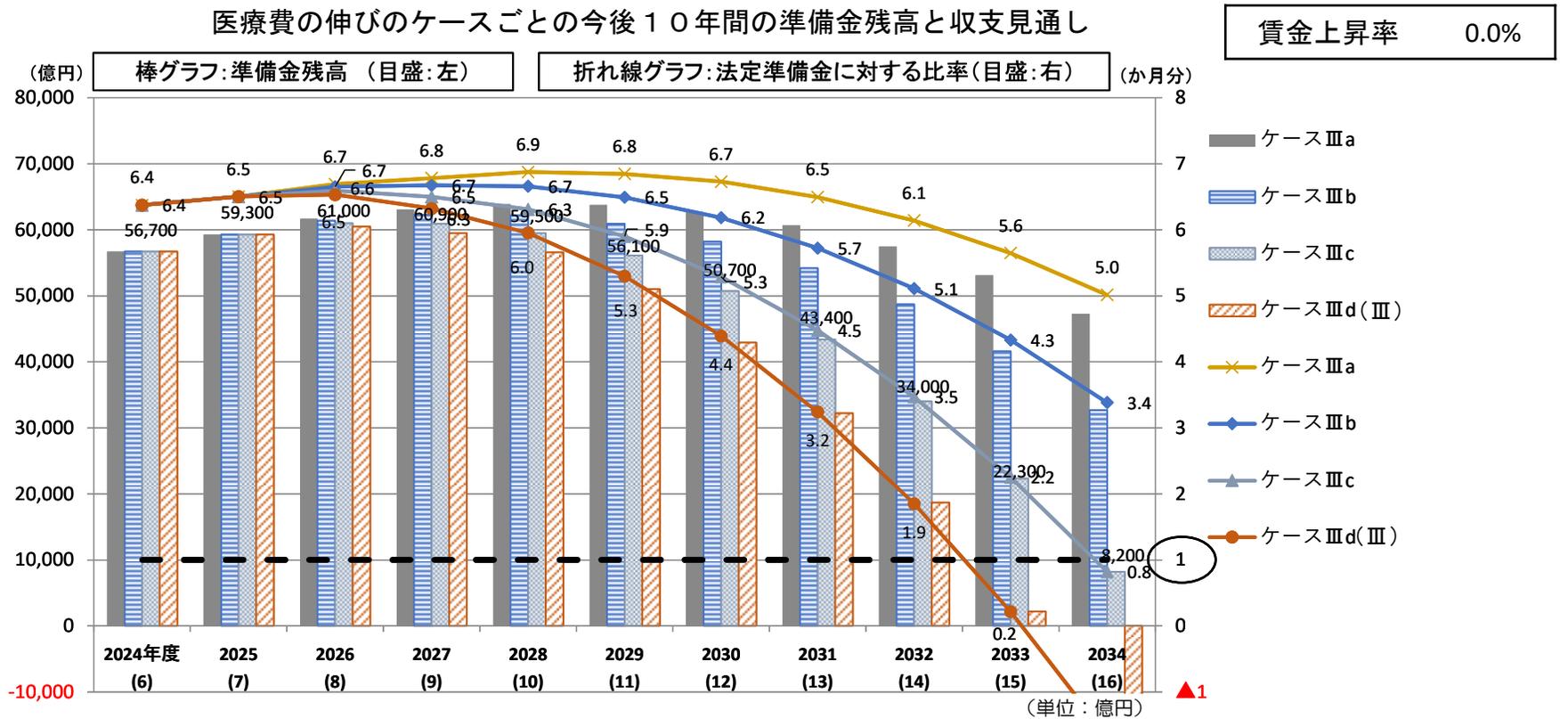
単年度収支	2025年度 (令和7年度)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
ケースⅡa	2,600	2,800	2,000	1,600	900	200	▲ 400	▲1,300	▲2,400	▲3,600
ケースⅡb	2,600	2,500	1,400	800	▲ 300	▲1,300	▲2,500	▲3,800	▲5,200	▲6,900
ケースⅡc(Ⅱ)	2,600	2,000	500	▲ 600	▲2,300	▲4,100	▲5,900	▲7,800	▲10,000	▲12,400
ケースⅡd	2,600	1,500	▲ 400	▲2,100	▲4,500	▲6,900	▲9,400	▲12,100	▲15,100	▲18,300

75歳未満一人当たり医療費の伸び

ケースⅡa	:1.9%
ケースⅡb	:2.4%
ケースⅡc(Ⅱ)	:3.2%
ケースⅡd	:4.0%

注. 2026年以降の賃金上昇率は0.8%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

5. 今後10年間のごく粗い試算 ③ ケースⅢa～Ⅲd[賃金の伸び0.0%] 前記①の賃金上昇率に 前記②の医療費の幅を勘案した試算



単年度収支	2025年度 (令和7年度)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
ケースⅢa	2,600	2,400	1,400	800	▲ 200	▲1,000	▲2,000	▲3,200	▲4,400	▲5,800
ケースⅢb	2,600	2,100	800	▲ 0	▲1,300	▲2,700	▲4,000	▲5,500	▲7,100	▲8,900
ケースⅢc	2,600	1,600	▲ 100	▲1,400	▲3,400	▲5,400	▲7,300	▲9,400	▲11,700	▲14,100
ケースⅢd (Ⅲ)	2,600	1,200	▲1,000	▲2,900	▲5,500	▲8,100	▲10,700	▲13,500	▲16,500	▲19,600

75歳未満一人当たり医療費の伸び

- ケースⅢa : 1.1%
- ケースⅢb : 1.6%
- ケースⅢc : 2.4%
- ケースⅢd (Ⅲ) : 3.2%

注. 2026年以降の賃金上昇率は0.0%、2026年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2026年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.3%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。